

第6回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会会議録

日時：平成30年5月25日（金）

午後2時30分～午後4時30分

場所：青戸地区センター 4階ホール

委員長：これより第6回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会を開催いたします。なお、本日の会議につきましては議事録作成のため、録音をさせていただきますので、予めご了承をいただきたいと思っております。それでは傍聴希望者の方にお入りいただきたいと思っておりますが、傍聴希望の方はいらっしゃるでしょうか。

教育総務課長：本日傍聴人はございません。

委員長：ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思っておりますが、議題に入ります前に、事務局より連絡事項がございます。よろしく願いいたします。

教育総務課長：それでは連絡事項をお話させていただきます。まず、本日の委員の出欠状況でございます。欠席のご連絡をいただいております委員をご紹介します。まず民生委員児童委員協議会代表の小林委員、それから私立幼稚園連合会代表の二葉委員、幼稚園長会代表の矢野委員、政策経営部長の田口委員でございます。次に資料の確認に移らせていただきます。事前に郵送させていただきました「葛飾区教育振興基本計画（骨子案）」、こちらが資料1となっております。また机の上に本日の次第、委員名簿、席次表、第7回葛飾区教育振興基本計画策定委員会の開催通知、それから第5回葛飾区教育振興基本計画策定委員会の会議録を置かせていただいております。過不足等ございましたらお申し付けいただきたいと思います。第5回葛飾区教育振興基本計画策定委員会の会議録につきましては、修正等ございましたら次回の会議終了後に事務局までお申し出いただければと存じます。修正後に委員長及び副委員長以外の委員名を伏せた形でホームページに掲載する予定でございますので、よろしく願いいたします。続きまして新委員のご紹介をさせていただきます。今回一部委員の変更がございました。新委員の方には机上に配付させていただいております委嘱状をもちまして、委嘱とさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは議事に先立ちまして、新委員のご紹介をさせていただきます。机上に配付しております委員名簿をご覧ください。まず幼稚園PTA連合会代表の山田委員でございます。

委員：よろしく願いします。

教育総務課長：続きまして小学校PTA連合会代表の大畑委員でございます。

委員：よろしく願いします。

教育総務課長：続きまして中学校PTA連合会代表の山田委員でございます。

委員：よろしく申し上げます。

教育総務課長：また本日欠席でございますけれども、私立幼稚園連合会代表といたしまして二葉委員が新たに委員となっております。よろしくお願いたします。連絡事項につきましては以上でございます。

委員長：ありがとうございました。それでは議題に入りたいと思います。はじめに議題1の葛飾区教育振興基本計画（骨子案）についてでございます。今回事務局から骨子案を提出していただいておりますが、資料が全部で48ページに渡ってございまして、非常に分量が多いので、まず第1章から3章までを事務局から一括して説明をしていただき、その後、ご意見・ご質問等をいただく時間を設けた上で、残りの第4章、5章に移りたいと思っております。それではまず第1章から第3章までの説明を、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長：はい、それでは私の方から骨子案のご説明をさせていただきたいと思ます。お手元の葛飾区教育振興基本計画（骨子案）、資料1をご覧ください。まず1枚目、目次で全体の構成について確認をさせていただきたいと思ます。まず「第1章 計画の策定について」では、計画策定の趣旨、それから計画の位置付け、計画の期間について記載してございます。それから「第2章 葛飾の教育を取り巻く現状と課題」では、教育を取り巻く情勢の変化、かつしか教育プラン2014の検証と評価、葛飾の教育における課題について記載してございます。続きまして「第3章 葛飾が目指すこれからの教育」では、葛飾区教育大綱、教育委員会の教育目標、計画のコンセプト、「かつしかっ子」宣言、基本方針について記載してございます。「第4章 基本方針、施策及び取組内容」では、葛飾区教育振興基本計画体系と、基本方針ごとの課題を踏まえた取組内容を記載しているところでございます。「第5章 計画の推進に向けて」では、計画の進行管理、関係部局との連携・協力、学校・家庭・地域総ぐるみでの協働、情報収集と発信ということで記載させていただいてございます。それでは各章の内容に入らせていただきたいと思います。まず1枚めくっていただいて、1ページ目「第1章 計画の策定について」でございます。さらに1枚めくっていただいて、2ページに計画策定の趣旨を記載させていただいております。こちらでは本区におけます教育振興基本計画策定の変遷、それから現行プランでの取組みを記載したのちに、現行プラン策定後の教育に係る動向の変化等を踏まえ、現行プランの計画期間の終了に合わせて、本区の教育施策の更なる推進を目指して本計画、新プランを策定するというところで、「1 計画策定の趣旨」を記載させていただいております。次のページ、3ページに「2 計画の位置付け」を記載しております。こちらには本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画でございます。また国や東京都の教育振興基本計画を参酌いたしまして、葛飾区基本構想の理念に基づいて策定されました葛飾

区基本計画及び実施計画との整合を図っていくものでございます。また本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、平成30年6月に策定予定の葛飾区教育大綱で示されました理念を実現しようとするものでございます。その他葛飾区の各種行政計画とも整合性を図ってまいりたいと考えてございます。ページ半分下に本計画、ただいまご説明させていただいた内容を、図示させていただいております。1枚めくっていただいて4ページ「3計画の期間」でございます。こちらにつきましては、計画期間を平成31年度から平成35年度の5年間としてございます。本計画の推進に当たりましては、適宜進行を管理し、必要な事業を検討・実施してまいりたいと考えております。また社会情勢の変化にも対応していくものでございます。第1章については以上でございます。続きまして第2章でございます。5ページ「第2章 葛飾の教育を取り巻く現状と課題」でございます。1枚めくっていただいて6ページ「1 教育を取り巻く情勢の変化」をご覧ください。現行プランの下で施策を進めてくる間に、本区におきましては区民、特に子どもの状況に変化が生じてきていること、それから国や東京都の政策においても新たな動向が見られるということで、本計画を策定するにあたり区民の人口動向、国・都の政策動向について整理しているところでございます。まず「(1) 葛飾区民の人口動向」でございます。こちらに統計が①から⑤まで記載してございますけれども、詳細については説明を割愛させていただきまして、まとめとして⑥を記載させていただいておりますので、7ページ一番下をご覧ください。過去5年間の総人口及び年齢3区分別人口の推移を踏まえますと、今後も人口の増加が進む一方で、ゆるやかに高齢化が進展すると考えられます。また、児童・生徒の若干の増減が見られる中、共働き世帯の割合は増加しており、放課後の安全な居場所づくりや授業以外での学習習慣の定着等に係るニーズが高まると予想されております。また、外国人人口の増加がみられることから、日本語以外を母語にする児童・生徒への支援も必要になると考えているところでございます。次に、国や都の教育政策動向でございます。8ページをご覧ください。恐れ入ります、説明の前でございますが、こちらの(2)の項目で何点か誤記がございまして、お手数ですが訂正をお願いします。9ページ一番上「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」というところで、1行目の一番後ろ、平成27の後の西暦表記ですが、2019となっておりますが、2015の誤りでございます。それから次の項目「社会教育法の改正」のところでございます。こちら1行目、平成28の後の西暦表記、それぞれ2018と全部入っておりますが平成28の後は2016、平成29の後は2017、同じく29の後は2017となっております。それから次の「放課後子ども総合プラン」の項目で、上から3行目、「方針を定める」の後に「にはんごステップアップ教室」という言葉が記載されておりますが、こちらは「放課後子ども総合プラン」の誤りでございます。最

後の訂正箇所でございますが、「②東京都の動向」の教育ビジョンのところ、こちらの1行目、平成25の後が2016になっておりますが、2013に訂正していただければと思います。お手数をおかけして大変申し訳ございませんでした。それでは改めまして、こちらの項目を説明させていただきます。先程申し上げましたとおり、現行プラン2014の策定後において、国や東京都の教育施策に動きがありましたので紹介させていただいております。まず「①国の動向」でございますけれども、1つ目「第3期教育振興基本計画について（答申）」でございます。こちらにつきましては、中央教育審議会が平成30年に第3期教育振興基本計画についての答申ということで取りまとめてございます。そこでは特に個人について目指すべき姿を自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことということで掲げてございます。そして、今後の教育政策に関する基本的な方針を右の囲みのように整理しているところでございます。次に、「新学習指導要領」についてでございます。平成30年度の幼稚園、それから34年度の高校まで段階的に学習指導要領が改訂されておりますが、人工知能の進化・普及を念頭に置きつつも、これまで目標としてきた生きる力をより具体化して、主体的・対話的で深い学びを通じまして、こちらの囲みの中の3つの資質・能力を育成していくということが示されております。また、道徳の教科化についても、自分自身の中の道徳的価値観を深めていくということが目的として書かれております。次に9ページ「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」でございます。こちら「チームとしての学校」ということで、こちらの答申で示されたものですが、学校における課題が複雑化・困難化する中で、教員を支援する専門スタッフ、それからまた地域人材も含めたチームとしての学校を組織して、教員が子どもと向き合う時間を確保して行くことが望ましいということが述べられているところでございます。次に「社会教育法の改正」につきましては、平成28年、29年に改正がございました。29年3月の改正におきましては、地域住民が学校と協働して行う地域学校協働活動について、教育委員会は協力体制の整備と普及啓発などを行うことが規定されてございます。次に「放課後子ども総合プラン」につきましては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等の方針を定める放課後子ども総合プランが平成26年7月に策定されてございます。余裕教室等の活用促進はもとより、放課後等に一時的に使われていない教室等の積極的な活用も求められているところでございます。次に「②東京都の動向」でございます。まず東京都の教育ビジョンの改定についてでございますが、こちら平成28年4月に一部改定ということになっておりまして、その中ではオリンピック・パラリンピック教育の推進というのが柱に加わってございます。さらに「知」・「徳」・「体」の柱のうち、特に「徳」の内容が充実しておりまして、「社会的自立を促す教育の推進」「子供

たちの健全な心を育む取組」というのが位置付けられているところがございます。次に「東京都オリンピック・パラリンピック教育」でございますけれども、こちらについては平成28年1月に東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針が策定されてございます。同方針、東京2020大会を契機といたしまして、こちらに記載しております5つの資質を育成していくということが重視されておりました。既に都内の公立小・中学校の方では取組みが示されているところがございます。ページをおめくり下さい。次に「かつしか教育プラン2014」の検証と評価でございます。こちら現行プランの検証と評価をこれまで行ってきたところでございます。昨年度開催いたしました第3回の当委員会でも、こちらについてはご報告させていただいているところがございます。今年度新たに委員になられている方もいらっしゃるものではございますが、全てご説明・ご報告しますと、相当な量・時間をいただくこととなりますので、こちら全体としては割愛をさせていただきます。今申し上げた1番の教育を取り巻く情勢の変化と、この検証と評価を踏まえまして、合わせて本区の教育における課題としてまとめておりますので、そちらの方をご覧いただければと思います。23ページになります。先程申し上げましたとおり、教育を取り巻く情勢の変化とかつしか教育プラン2014の検証と評価から、基本方針ごとに課題をまとめたところがございます。まず基本方針1についてでございます。施策(1)で「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」ということでございますけれども、学力・体力の向上については一定の成果が認められつつも、改善すべき点もあるということでございます。思考力・判断力・表現力につきましては、学校において校内研究などの取組みが進められているところですが、新学習指導要領において、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることと捉えられているところから、更なる充実が求められているところがございます。施策(2)につきましては、児童・生徒の自己肯定感の向上というのが見られるところですが、それが全国平均よりは低いところを課題としております。また道徳教育については、新学習指導要領で「特別な教科」化となっていることから更なる充実が求められるだろうということでございます。さらに、豊かな感性と創造性を育成する取組みということで、効果は上がっているところがございますけれども、国の基本計画・新学習指導要領においては「考え、議論する道徳」が重視されているということで、より一層の充実が求められるところがございます。施策(3)につきましては、教員の資質向上、学校と地域の関係のいずれも成果が上がっているということでございますが、中学校における保護者と地域の連携が課題となっているところがございます。次に基本方針2でございます。こちら施策(1)「家庭の教育力の向上」については、基本的な生活習慣の確立を重視しながらも、子どもの睡眠時間や朝食摂取率など十分ではないところが認めら

れるということで、今後も家庭における教育力の向上の支援に取り組む必要があるだろうと考えてございます。さらに施策（２）「地域の力による子どもの育ち支援」でございますが、こちら地域ごとに実情が異なることから、全ての小学校において同じような環境整備するというのはなかなか難しいところでございますけれども、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うような取り組みが必要となっているところでございます。施策（３）「家庭・地域との協働による学校教育の充実」につきましては、外部と連携しながら健康教育、食育、安全教育、キャリア教育に取り組んで来たところでございますけれども、「③キャリア教育の推進」につきましては、児童・生徒が学ぶことと自己の将来のつながりを見通した取り組みの充実を図る必要がございます。それから基本方針３でございます。こちら施策（１）「子どもの夢や希望を実現する教育の推進」におきましては、教員の資質・能力の向上に関して、専門性の向上やライフステージに合わせた研修の充実を図っていく必要があるだろうということで記載させていただいております。また就学前教育ということで幼保小の連携を進めてきましたけれども、未就学児の保護者に対する更なる情報提供、それから切れ目ない教育環境の推進が必要だろうと考えてございます。施策（２）「一人ひとりを大切にする教育の推進」では、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的なニーズに対応していくために、特別支援教室を小・中で実施しているところでございます。対象児童の増加傾向ということがありますので、更なる指導の充実が求められているところでございます。それからいじめ・不登校の対応でございますけれども、不登校や、その傾向にある児童・生徒一人ひとりの学校復帰に向けたきめ細かい対応が必要だと考えてございます。さらに国際化・グローバル化への対応についても、更なる対応を図る必要があるということで記載させていただいております。施策（３）「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」でございますけれども、ICT環境の整備、それから学校改築・改修を行いながら、ICT環境については教員がより効果的に活用できる環境にしていくことが必要だろうということで、今後もスタンダード、学習スタイルの継続的な取り組みが求められるということになります。それから基本方針４でございます。施策（１）「区民の学びが地域に活きるしくみづくり」につきましては、地域の担い手の養成・支援を行いまして、区民協働による学習・スポーツ推進を進めてきたところですが、特にスポーツについては東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としまして取り組みをさらに充実させることが求められるということでございます。施策（２）「だれもが、学習・文化、スポーツに親しめる機会の充実」につきましては、区民大学の講座や郷土と天文の博物館の講座参加者は増えているところでございますが、人生 100 年時代、生涯学習の機会として、より一層の充実が求められるところでございます。一方、スポーツ実施率、目標に届かなかったということですが、さら

に先程のオリンピック東京大会の開催を契機として、充実させていく取組みが必要だということでございます。こちら最後ですけれども施策（3）「身近なところで学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」につきましては、博物館のリニューアル、水元総合スポーツセンターの整備等々行ってまいりましたが、今後も区民が生涯にわたり学び、集い、スポーツに親しめるよう、利便性の高い施設の整備が必要だというところでございます。第2章については以上でございます。続きまして第3章25ページになります。1枚めくっていただいて26ページ、「1葛飾区教育大綱」でございます。こちら先程も予定ということで記載させていただいておりましたけれども、現在区長部局の方で策定中となっております。6月に大綱の方が策定された後、記載していきたいと考えてございます。なお、補足いたしますと、昨日区長と教育委員会で総合教育会議が開催されまして、教育大綱案について、区長と教育委員会の協議、調整が行われましたけれども、その中でこれまで3本で検討していた大綱の柱に、生涯にわたる豊かな学びの支援ということで、生涯学習に係る柱を1本設ける提案が出されておまして、教育委員会といたしましても意見を同じくしているところでございます。そちらの方も盛り込みました策定後の内容を、6月以降記載してまいりたいと考えております。それから次のページ「2 教育委員会の教育目標」、こちらにつきましては現在の教育目標を引き続き、記載してまいりたいと考えております。次に28ページ「3 計画のコンセプト」でございます。こちら現行プランでは計画の目標としていたところでございますけれども、教育目標との関連がちょっと分かりづらいということで、こちらに書かれています「みんなで育ちあう『かつしか』で、自信と誇りあふれる人づくりを進めます」という標語を、あくまでも本計画全体を貫く概念として捉えさせていただきまして、内容を変えずにコンセプトということで整理をさせていただいているところでございます。次の「4 かつしかっ子宣言」につきましても、本区の教育が目指す人づくりのための行動規範ということでございまして、こちら引き続き掲載をして参りたいという風に考えております。次に「5 基本方針」でございます。こちら普遍的な内容ということで、現行プランで掲げているものでございます。こちら4つの内容をそのまま本計画におきましても、踏襲してまいりたいと考えてございます。（1）生きる力を育む、質の高い学校教育、ということで2番以降、現行プランの形で踏襲させていただいているところでございます。大変長くなりましたけれども説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思いますが、ただいま第1章の計画の策定、第2章の葛飾の教育を取り巻く現状と課題、そして第3章の葛飾区が目指すこれからの教育についてご説明をいただいたわけでございます。ただいま説明いただきましたものは第4章の方針へと繋がる内容でございますので、

先程は1章から3章まで説明してからご意見いただくことにしましたけども、最後までお話を伺った方が議論が進みやすいかと思いますので、皆さん少し長くなるかと思います。基本方針の4章、そして5章の方も続けてご説明をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

教育総務課長：はい。それでは引き続き第4章、そして5章の方のご説明をさせていただきます。31 ページ、第4章「基本方針、施策及び取組内容」ということで記載させていただきます。1枚めくっていただいて、葛飾区教育振興基本計画体系でございます。前回の当委員会におきまして、まとめたものを記載しております。こちらの方では基本方針、それから施策、そして取組内容のところまでの記載ということでございまして、主な事業等ということで一部参考資料として前回もお示しさせていただいておりますが、そちらについては次ページ以降で記載させていただいているところでございます。それでは1枚めくっていただいて34ページをご覧ください。こちら各基本方針の施策ごとに取組内容を記載してございますけれども、4つの基本方針にさらに3つの施策、ということで12の取組みが記載されております。全てご説明しますとまた量が多くなってしまいますので、各施策からピックアップしてご説明をさせていただきたいと思います。まず基本方針1、施策（1）「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」でございます。こちら取組内容のところ「①学力向上のための取組みの充実」「②体力向上のための取組みの充実」「③主体性・協働性を育む教育の充実」に取り組んでまいります、ということで記載させていただいておりますが、この中では「②体力向上のための取組みの充実」でございます。こちら児童・生徒の一人ひとりの実態を把握するとともに、運動に取り組む意欲が高まるよう、体育及び授業の充実、外遊びの奨励を図ってまいります。また、オリンピック・パラリンピック教育を推進いたしまして、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培っていくものでございます。そして、主な事業でございますが、横の四角の中に囲ってございます。かつしかっ子チャレンジ（体力）、チャレンジ検定（体力）、それから体力伸び伸びプラン、ということでございます。次に施策（2）でございます。35ページをご覧ください。「子どものよさを活かす教育の推進」、こちらは取組内容といたしましては「①人権感覚・社会性や道徳性の育成」、「②豊かな感性と創造性の育成」、「③自信と誇りをもてる子どもの育成」、こちらの方に取り組んでまいりたいと考えております。こちらの方では「①人権感覚・社会性や道徳性の育成」でございますけれども、こちら偏見、差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ってまいりたいと考えております。また特別の教科道徳を推進いたします。さらに各学校では家庭、地域とともに児童・生徒の道徳性を高める取組みを推進してまいりたいと考えております。主な事業といたしましては四角の囲みの中、「かつしかっ子」宣言、葛飾教育の日における道徳授業地区公開講座の実施、人権教

育研修会、道徳教育推進教師研修会ということでございます。続きましてページをおめくりいただきまして、36 ページでございます。施策（3）「区民の信頼にこたえる学校づくり」でございます。こちらは①としまして「連携・協働する学校づくり」、「②互いに高め合う教員集団の育成」、「③開かれた学校づくり」、こちらの方に取り組んでまいりたいという風に考えております。この中では特に「③開かれた学校づくり」でございます。学校の教育活動を通じまして、家庭や地域へ積極的に発信し、開かれた学校づくりを推進してまいりたいと考えております。また葛飾教育の日での授業公開をはじめ、様々な学校行事によりまして、学校教育の理解・啓発に努めてまいりたいと考えております。主な事業につきましては、葛飾教育の日、それから第三者評価でございます。基本方針1については以上でございます。続きまして基本方針2でございますけれども、こちら施策（1）「家庭の教育力向上の支援」では、まず「①幼児期における家庭教育の支援」、「②地域ぐるみで家庭教育を支援する取組みの推進」、こちらの方に取り組んでまいりたいと考えております。特に「①幼児期における家庭教育の支援」では、子育て中の家庭に対して、生活習慣や基礎的な社会ルールなどを幼児期に身に付けることの大切さや、必要性などの理解を深めるための啓発を進めてまいりたいと考えております。また親が親として育つための学びの場を提供するなどの支援も行っていきたいと考えておりまして、主な事業といたしましては早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダーの作成、配付、それから、かつしか家庭教育のすすめの作成、配付。家庭教育講座の開催を考えてございます。1枚めくっていただきまして、38 ページでございます。施策（2）「地域の力による子どもの育ち支援」、こちらにつきましては3点、「①青少年育成支援の充実」、「②学校施設を活用した放課後支援の推進」、「③学校を支援する体制の整備」、に取り組んでまいりたいと考えております。②の学校施設を活用した放課後支援の推進では、校内又は近隣への学童保育クラブの整備及びわくわくチャレンジ広場の学年拡大等に取り組んでまいりたいと考えております。全ての児童が放課後等に学校内で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。主な事業については四角の囲みの記載の通りでございます。続きまして施策（3）「家庭・地域との協働による学校教育の充実」でございます。こちら3点でございます、「①健康教育の推進」、「②安全教育の充実」、「③キャリア教育の推進」、これらに取り組んでまいりたいと考えております。中でも「③キャリア教育の推進」、こちらでは児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けまして、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、自己肯定感を育み、社会への貢献意識や職業意識の向上を図って行きたいと考えております。それから小学校からのキャリア教育を継続していくということで、他者との関りの中で様々な役割を担いながら、自分らしい生き方を見出せるようにしていきたいと考えております。ページを

くっていただきまして、基本方針3の施策（1）でございます。こちら「子どもの夢や希望を実現する教育の推進」の中では、まず「①教員の資質・能力の向上」、「②連続する学びの場の充実」、「③理数教育の充実」に取り組んでまいります。「②連続する学びの場の充実」では、幼児期から小学校、中学校、高等学校等に円滑な接続をさせるために、適切な情報交換や合同研究等を実施できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。また中学校区を中心とした取組みを全ての学校で共有することで、学力向上や健全育成の推進に取り組む体制を作ってまいります。主な事業は囲みの記載の通りでございます。続きまして施策（2）「一人ひとりを大切にす教育の推進」、こちらでは「①特別支援教育の推進」、「②生活指導や不登校への対応」、「③国際化・グローバル化への対応」に取り組んでまいりたいと考えております。「①特別支援教育の推進」では、教育委員会、それから福祉・医療等の関係機関とのより一層の連携・協力を進め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した教育支援を行ってまいりたいと考えております。また、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っていきたくと考えております。主な事業は記載の通りでございます。またページをめくっていただきまして、施策（3）「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」ということでございます。こちらの取組みにつきましては「①安全で良好な学校環境の整備」、「②ICT環境の推進」、「③学習センターの整備」に取り組んでまいりたいと考えております。「③学習センターの整備」につきましては、学び続ける児童・生徒の育成のために、放課後や長期休業中の時間に、学校図書館などを有効に活用いたしまして、児童・生徒の学習機会の確保を行ってまいります。それからまた、図書館司書、こちら学校司書でございますけれども、司書の充実を図ることで授業等に活用しやすい図書館環境を作っていきたくと考えております。主な事業といたしましては、放課後学習教室、長期休業中学習教室に加えまして、学校司書の配置でございます。基本方針4でございます。まず施策（1）「だれもが、学習・文化、スポーツに親しめる機会の充実」につきましては、「①区民のニーズや課題をとらえた学習機会の充実」、「②生涯にわたるスポーツ活動の推進」、「③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実」に取り組んでまいりたいと考えております。「③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実」では、区民が必要とするビジネス等の生活に関わりの深い情報を収集いたしまして、レファレンスやビジネス支援等のサービスを強化することで、課題解決型図書館を目指していくものでございます。また乳幼児、児童・生徒の年齢に沿った読書活動の推進し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ってまいりたいと考えております。続きまして44ページ、施策（2）「学びの成果を地域で活かせる仕組みづくり」でございます。こちら取組みといたしましては、「①区民協働による学習・ス

スポーツ活動の推進」、「②葛飾への愛着が深まる事業の推進」、「③地域の担い手の養成と支援」でございます。この中では「①区民協働による学習・スポーツ活動の推進」、こちらでは区民同士が協働いたしまして、学習・文化・スポーツ活動に取り組む機会を充実してまいります。区民運営委員会が企画するかつしか区民大学の講座、それから地域の人々が運営するかつしか地域スポーツクラブ、図書館を育て共に学ぶ葛飾図書館友の会の活動など、生涯にわたる学習に区民が積極的に参画しまして、自らのアイデアを形にする取組みを拡充してまいりたいと考えております。主な事業は記載のとおりでございます。施策（3）「身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」でございます。こちらにつきましては「①学びを促進する環境の整備」、「②利便性・安全性の高いスポーツ施設の整備」、「③利便性の高い図書館の整備」、この3つに取り組んでまいりたいと考えております。「②利便性・安全性の高いスポーツ施設の整備」では、既存のスポーツ施設を維持するために、適切な改修と管理運営を進めてまいります。また、水元総合スポーツセンターの利用拡大、さらに奥戸総合スポーツセンター体育館の天井やテニスコートの整備など、安全で快適なスポーツ活動ができる環境を整備していきたいと考えております。4章につきましては以上でございます。最後に第5章でございます。47 ページを1枚めくっていただきまして裏面でございます。計画の推進に向けてということで、計画の進行管理について書かせていただいております。まず1番目、計画の進行管理でございます。計画でございますので、この取組み、効果的に適切に実施していくためには、その進捗状況を点検・評価、それをまたフィードバックしていくという仕組みが必要になってまいります。現行プランの推進に当たりましては、葛飾区教育振興基本計画推進委員会におきまして、各施策や取組みの実施状況を点検・評価いたしまして、その結果を次年度以降の施策へ繋げて行くという仕組みを取ってございます。本計画、次期計画におきましても、この仕組みについては継続して進行管理に取り組んでいきたいと考えております。以降2、3、4こちらについては現行プランと同様の記載となっております。2番の関係部局との連携・協力では、引き続き関連する区長部局も含めまして相互に連携・協力を図っていくということで、より効果的に施策を推進していきたいということ。それから3番、地域総ぐるみでの協働ということですが、こちらでは学校・家庭・地域総ぐるみで協働を進めまして、区の教育力を向上させていきたいということ。それから4番の情報収集と発信におきましては、教育行政の方向性や推進施策、取組み等につきまして、積極的に広報活動を展開すること。それから区民の意見、ニーズ、国や他自治体の教育に関する情報なども的確に把握して、迅速な対応に努めていきたいということを記載している次第でございます。長くなりましたが説明は以上でございます。

委員長：ありがとうございます。急遽進行を変えて申し訳ございませんでした。今葛飾

区教育振興基本計画（骨子案）について課長から説明がございましたが、この骨子案に至るまでに、これまで5回の検討委員会を重ねてきたわけでございます。全体でこの骨子案の姿が見えてきたかと思っておりますので、これに基づきまして第1章から議論を重ねていきたいと思っております。なお、第4章の基本方針がメインになるかと思っております。それではまず第1章、2章、3章についてまとめてご意見等、ご質問等いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員：事務局の方にお伺いしたいんですけれども、用語の使い方について2つあります。

1つは二重括弧がついているものなのですけれども、二重括弧がついている用語については前回のものと言うと、説明がつくものについて二重括弧がついているという解釈でよろしいでしょうか。ということが一つと、あと3ページ目の計画の位置付けのところにある「参酌」という言葉は、日常的には余り使わない言葉なので、もう少し分かりやすい言葉の方が良いのではないのでしょうか、というこの2点です。

委員長：それでは事務局お願いいたします。

教育総務課長：ありがとうございます。まず二重括弧の点でございます。委員がおっしゃるとおりでございます。現行プランにおきまして、巻末に用語説明を載せさせていただいているものを、そのまま引っ張ってきているものでございまして、本計画におきましても同様にやっていきたいと思っております。ただ、つける用語についてはもう一度私どもの方で精査させていただきたいと考えております。それから3ページの3行目のところです。教育振興基本計画を「参酌」、ということでございますけれども、こちらは参考ということで捉えていただければ良いのかと思うんですけれども、法律の言葉を引っ張ってきたところもありまして、こちらについても検討させていただきます。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。今1章から3章まで、まとめてご意見等を伺っているところでございます。他にいかがでしょうか。

委員：10 ページ目の施策（1）の①基礎学力の確実な定着というところで、A層とかD層とかが出てきて、これだけを見ると多分意味が分からないので、どこかで脚注か何かお願いした方がよいと思っております。

委員長：ありがとうございます。事務局の方お願いいたします。

教育総務課長：ありがとうございます。すみません、説明が不足しておりました。こちら区の検証と評価の方、ほぼそのまま引っ張ってきているわけでございますけれども、本来の検証と評価には数字、グラフ等、元々入っており、そこで数字等について見ていただくものなので、こちらについてもこれから付記していく形で出ている数字については、意味が読み取れるような形にしていきたいと考えております。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：7ページの⑤「14歳以下の外国人の人口」というところで、「外国人」という用語の使い方は、「外国籍」ではなく、「外国人」と行政の方では当たり前に使っているのでしょうか。

委員長：外国人という言葉の使い方ですけれども、事務局いかがでしょうか。

教育総務課長：そうですね。こちらにつきましては、いろいろ言い方があると思います。

外国籍という言い方をしているものもあるかと思いますが、一般的な表記として外国人ということです。戸籍上は外国人登録というような表記になっており、この数字自体は外国人登録者数ということでの言葉の使い方ですけれども、その他全般に渡りまして、確認したいと思います。

委員長：ありがとうございます。よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。それでは第4章の基本方針の方に入っていきますが、第1章から3章を踏まえた上で、また4章からのご検討いただければと思います。第4章につきましては冒頭で説明いたしましたように、基本方針を1つずつやっていきたいと思います。まず基本方針1についてでございます。34ページになります。基本方針1「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」、ここでは施策が3つ挙げられておりますが、それらにつきまして順序は問いませんので、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。では副委員長お願いいたします。

副委員長：先程ご指摘のあった、二重括弧のこと。僕も全く同じことを聞こうと思っていたところだったんですけど、こちらの4章のところになってきますと、四角の囲みの中でも非常に目立つんですね。二重括弧がついているものと、ついていないものに、何か特別な意味や価値の違いがあるのかなと見えがちなので。先程の3章のところでも、23ページのところで実は気付いたんですけど、何とか教育がいろいろ並んでいる中、安全教育だけ括弧がなくなっています。派手にならなくても、意図が伝わるような表現があると良いのではないかと。

教育総務課長：ありがとうございます。まさに委員がおっしゃるとおりでございます。前回の現行のプランに倣ってこういう表記をしたところでございますけれども、やはり括弧の付け方、下線の引き方等につきましては、ある意味合いが生じて来るといふ風に見られるのが一般的かなと思いますので、巻末に言葉を記しているというところで分かるような形、それからまたこの二重括弧に特別な意味合いは、そういう意味ではフラットになっていますよというのを分かるような表現にしていきたいと思っております。

委員長：よろしいですか。はい、ありがとうございます。ただいま基本方針1について議論をしているところでございます。他にいかがでしょうか。お願いいたします。

副委員長：度々で申し訳ありませんが、取組内容②のところを教えていただきたいのですが、オリンピックの東京2020大会を機にということ、その担当というのは葛

飾区の場合はどの部署が担っているのでしょうか。教育委員会に関わるところでやっているのか、区によって区長部局のところにあるかなと思うので、その役割分担がどうなっているのかを参考に教えていただければと思います。

委員長：事務局よろしいでしょうか。お願いいたします。

教育総務課長：ありがとうございます。現在区の方でのオリンピック・パラリンピックの窓口といたしましては、政策経営部という区の経営を担当する取りまとめの部署があるのですけれども、そちらの方にオリンピック・パラリンピック推進の担当課長というのを置いております。そちらの方で全庁的な取組みについては取りまとめを行っております。ちょうど教育委員会も含めた会議体が設けられたところなので、それぞれの取組みを全庁あげてやっているという体制を組んでいるところ です。

委員長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。ただいま基本方針1について議論をしているところでございます。他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

委員：今回のこの基本方針1の「質の高い学校教育」というのは、主に公立の学校のことなのでしょうか。

指導室長：教育委員会でございますので、区の公立の学校について、ということになります。

委員：ということだけになってしまうのですか。

指導室長：はい、そのとおりです。

委員：別の自治体でもありましたが、幼稚園ということを考えたりすると、私立も多くあり、そちらも含めて教育ということをやはり考えると、公立だけの学校のことだけでいいのかと思ったのですがいかがでしょうか。

教育総務課長：今説明が足りなかった部分もあるかと思えますけれども、現在基本方針1の学力向上のための取組みの充実ということで挙げさせていただいており、主な事業をご覧になっていただきますと、区の公立小中学校で行われているもので、こちらについては公立のものという意味合いです。ただ、今委員がおっしゃられたとおり、幼保小中高でこれから連携していこうということでございますので、当然ながら就学前につきましては私立等も含まれております。それから地域、家庭との連携ということもありますので、区全体をあげて教育の向上を目指していきたいと考えてございます。

委員：基本方針1だけだとそれでもいいような気はするのですが、基本方針4のところでは生涯にわたるスポーツ活動の推進ということになってきたときに、ただでさえスポーツ施設がなかなかないところで、公立だけでやるのはもう限界があるのではないかというのは東京都でも言われています。私立も一緒に入れて物事を考えていくと、基本方針1では区立、基本方針4は両方とも入るとい

矛盾があるのではないか、というのが私の感想です。

委員長：委員の皆様でこの件に関して何かご意見等ございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：今の件につきまして、いわゆるこの中に「学校を通じてとか学校教育を通して」という部分に関しては、公立。でもここでは基本方針の1から4まで地域や家庭との協働をうたっているわけですから、つまり基本方針としては葛飾の子どもたちを育てる基本計画であるということは変わらないと思うのです。だからそのようなお答えをした方がよろしいのではないのでしょうか。

委員長：ありがとうございました。「葛飾区の関連計画との位置付け」というところに、「葛飾区教育大綱」というのがあります。そういうこととの関連も含めた方が良くと思いますが、それにつきまして事務局の方でご説明をお願いいたします。

教育総務課長：ご指摘のとおりございまして、私の説明不足で申し訳ございません。おっしゃるとおりでございまして、こちらの計画全体を貫くというのは先程の計画のコンセプトにもございましたとおり、皆で葛飾区の教育を向上していくということでございますので、公立・私立の学校に限らず、地域も含めた区全体でという意味合いを含んでいるところ、それがこの計画、本区の教育全体を貫く理念であるというところでございますので、委員ご指摘のとおりのご説明となります。申し訳ございませんでした。

委員長：ありがとうございました。謝ることはないと思いますが、そのためにこの検討委員会があるんだと考えておりますので。ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

委員：質問ですけれども、基本方針1の最初にも出て来るのが確かな学力、それから体力を身に付けた子どもの育成ということですが、学校教育法の中で、各学校で身に付けさせる学力ということで、3要素をあげております。1つ目が基礎的な知識・技能、2つ目が課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、そして3つ目が主体的な学習。今、その学校教育法に示された3つを学力の3要素と言うことが一般的だと思います。そのことが、現行の平成20年度版の学習指導要領でも、次期の平成29年度版の学習指導要領に示されているところになります。ここでその考え方と、今この施策が、学力向上のための取組みのところに、いわゆる知識・技能と思考・判断・表現を書いておいて、3つ目のところに主体性・協働性を育むと書いてある。いわゆる学力というものについての定義が、これは葛飾独特のものなのかどうか。あるいは、学校教育法や学習指導要領で示されている学習態度なのか。本来、態度そのものが学力というのは無理があるので、私たちはその主体的な学習態度を支える学習意欲というのが、学校で育てなければいけないものと、学力の3要素という風に捉えているわけです。この③のところの主体性というのは、それとはまた異なるのでしょうか。文言を見るとそうでは

ないような、いわゆる共同学習とかそういったことに積極的に参加するということを定義付けているような感じなのですが。いわゆるその学校教育法でいっている主体的・主体性というのは、自分でしっかり考える子を育てるというような感じではないかなと思っています。ですからその辺についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。かなり専門的なことになってきて、難しいところもあるかと思いますが。そうした視点でもって、もう少し直して欲しいということで受け止めてよろしいでしょうか。

委員：おそらく他の方が見ると、①と③が分かれているのが、学校教育法の主旨から考えるとちょっと違うので。その③をよく読んでみると、主体性・協働性って一緒になっている。皆仲間と協力して勉強できるってということと、主体性が一緒になってしまっているのでは違和感があったということです。それからもう一つ聞いていただきたいのは、その主体性・協働性を育む教育の主な事業が、ICT 機器による授業と葛飾教師の授業スタンダードだけなのかな、と思っているのが、私の一番言いたいところです。整理をしておいていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。これはご要望ということで受け止めてよろしいですか。

委員：はい、結構です。

委員長：ありがとうございました。ぜひ他の委員さんたちからもご意見いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。それでは次の基本方針2の方に移らせていただきたいと思いますが、また後程1の方について関連してありましたら、ご意見をいただきたいと思っております。それでは基本方針の2でございます。「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して取り組みます」。ここでは同じく施策が3本出ておりますが、これらについてご意見等いただければと思います。よろしく願いいたします。

委員：まずはじめに、基本方針ではないんですけども、先ほどの情報提供で大綱の中に生涯学習の4本目の柱が入ったということと、とても喜ばしいことだと社会教育委員として思いますので、ありがとうございます。それと基本方針2の方で取組内容が他のところでは3つ挙げられているのですが、家庭教育に関しては2つになっているのですが、この家庭・地域・学校というのが協働して動いているというのは、学校の方もすごく努力をして下さっているのが、保護者の立場として見ていて、すごく分かることです。地域の方々のご協力というのも、すごく学校に対して協力的にいろいろなことを進めて下さっているのが、地域で子どもを育てているなという意識というのが、とても葛飾区は意識が高いと思います。そこでもう1点すごく思うのが、家庭がもう少し学校の方に乗り出していく力というのを、養える仕組みづくりというのか、そういうものが1点ここに入ると、もっと学校と家庭が協働で動き出すと。普通に PTA 活動とかなさって

いる方の、保護者の意識はとても高いんですけれども、そうでないご家庭の方々ももっと学校に参加していただけるような仕組みを、何かここに1点入れていただけたら素晴らしいのではないかなと思います。

委員長：ありがとうございました。基本方針の2の中の、施策として入れて欲しいというのか、それとも取組内容として入れていただきたいというのか、ちょっとお聞かせ願えればと思いますが。

委員：すみません、説明が足りませんでした。基本方針2の施策(1)の家庭の教育力向上の支援、その部分での取組内容というのが他のところでは3つ出ているんですけれども、ここでは2つしか出ていないのも含めまして、ここに家庭教育の部分で、家庭と学校が協働するような一論が③に入ると、素晴らしいのではないかなと考えて、希望として意見させていただきました。

委員長：ありがとうございました。すみません、事務局の方で何かございますでしょうか。

地域教育課長：ご意見ありがとうございます。具体的なビジョンとしては描き切れていない部分もあるんですけれども、確かに2つ目は「地域ぐるみで家庭教育を支援する取り組みの推進」ということなので、学校・地域・家庭ということで見れば、地域と家庭に関する取組です。もう少し政策として補強しなければならないのは、今ご意見をいただいた家庭と学校の協働といったテーマで取組みをまとめていくと良いと思っているところでございます。どれだけ事業を具体化できるかという課題もありますが、次回に向けて、今委員からご指摘いただいた視点も含めて本計画の中に盛り込めるよう考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員：基本方針1、施策(1)の取組内容③主体的・協働性のところの1行目に「主体的・対話的な学び」とあって、施策(2)の取組内容③の自信と誇りをもてる子どもの育成、そこにも「主体的・対話的で深い学びをする中で」とありますが、これ意図的に表記が変わっているのでしょうか。

指導室長：意図的なものはございませんので。その辺り精査したいと思います。

委員長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは基本方針2の次に移らせていただきまして、またご意見等ありましたら伺いたと思います。基本方針3の方に移りたいと思います。基本方針3は40ページでございますが、「子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」という基本方針でございます。同じく施策が3つ入ってございますが、この点につきましてご意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。

委員：40ページの「教員の資質・能力の向上」のところなんですけれども、やはり学校では先生方の指導力を高めることが第一だと考えています。このところと言うと、若手教師塾、授業力向上プロジェクト、そして様々な研修会を実施していた

だいて、学校ではこういった研修会に積極的に参加して、そこで得られたことを校内で広めていくということが今示されているところです。それで左側の文言の下から4行目に、「教員の授業力が図られるよう積極的な授業公開を行うしくみ」とあるのですけれども、この積極的に授業公開を行う仕組みが、この主な事業等と考えてよろしいのでしょうか。

指導室長：授業公開を行って開かれた学校づくりというのは、授業評価などに力を入れていくということになるかと思います。教員の指導力を上げるために評価と、公開していくようなことも含まれるということでございます。

委員：このような研修を進める中で、ここにあるように外部に公開をしたりしていくとことでよろしいでしょうか。

指導室長：はい、そうです。

委員：はい、分かりました。

委員長：はい、ありがとうございました。お願いいたします。

委員：42 ページの「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」の③の学習センターの整備です。とても素晴らしい取組みだと思います。中でも学校司書の充実を図ることで、授業等に活用しやすい図書館環境をつくっていきますとあるのですけれども、前回の話し合いの中でも学校司書の安定した配置が全体的に必要なだとは思っております。②には ICT 環境の推進と書いてあるのですが、学校図書館の中はパソコンが全然ネットに繋がっていない部分がございます。やはりネット環境というのは学校図書館の司書の方が使う上でも、本をすぐに図書館と繋げるためにも必要なのではないかなと、ボランティアをしておりますいつも感じております。ICT 環境の推進の中に、学校図書館の整備も入れていただけるとよろしいのではないかと感じます。

指導室長：学習センターは前回もお話したかと思いますがけれども、学校図書館を利用して、そのセンターを作るということです。その中にコンピュータを使った学習なども受けられるようにするというところで、ICT 環境を整えて調べ学習などをできるようにするということも含まれております。その際に学校司書のパソコン利用についても考えているところでございます。

委員長：ありがとうございました。ただいま基本方針3について議論していただいておりますが、他にいかがでしょうか。

委員：表記上のことなのですが、41 ページですと一番下の国際化・グローバル化への対応で右側の事業を見ますと、中学生海外派遣と書いてあるのは中学生だと分かります。それから他を見ても小学生とか中学生ってのがあるのですけれども、これを一般の区民が見たときに、例えば日光移動教室、大体の方はこれが小学生を対象とした事業だって分かるのですけれども、それから後①の特別支援教室の充実、これも小・中ということなのですけれども、その辺の小・中をハッキリした方が、

読み手にとっては親切なのかなと感じました。

委員長：ありがとうございました。これは基本方針3に限らずだと思いますが、事務局の方、ご要望ということで受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。お願いいたします。

委員：これもおそらく文言整理になると思うのですが、例えば41ページの③の、今質問がありました、国際化とグローバル化ってどこが違うんですか、というところです。明確な違いがないのであれば、1つにしたら良いのではないかということです。それから②は生活指導や不登校への対応っていう時に、言葉が繋がっていません。不登校児童への対応っていうのはまあ分かるのですが、生活指導への対応っていうのはよく分からないので。まあこれ最近、例えば不登校のお子さんに対する対応っていうのは生活指導と言わないということであれば、もう少し文言を整理した方がいいのではないかなと思います。

委員長：これにつきましてもご要望ということで、よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

委員：同じく41ページなのですけれども、国際化・グローバル化の中の主な事業等というところで、英検と書いてあるのですけれども、大学受験がこれから変わってくる中で、英検も重要視されるのですが、一番多分重要視されるのは、TOEICではなくて、TOEFLではないかと思えます。こういうことも、やはり先を考えるのであれば、もう少しお考えいただいた方がいいのではないかという点が1点でございます。それからもう1点、42ページの学習センターだけではないですが、最近図書館というのが大学等でもただ単に学習、勉強するところではなくて、ラーニングコモンズという言い方で、多機能型といいますか、もっと皆が集えていろいろなことができるという、居心地の良い学習場所というような形のコンセプトがいろいろな大学等で導入されている。これ、運営はなかなか難しいとは思いますが、これまでのコンセプトの「入ったら静かにしなさい。勉強だけ」というところとはちょっと違って来るのではないかな、ということも含めたような事も、お考えいただくといいのではないかと思えます。意見です。

指導室長：学校図書館につきましては、いくつかの役割があるかと思えますけれども、先程から出ていました、「主体的・対話的で深い学び」というような授業を行うために、図書館を利用したりですとか、それから読書活動を充実する。後はいろいろな資料も自主的に、調べ学習というようなことがございますけれども、それに加えて自学・自習ができるようにということを含めて、学習センターというような名称にしてございます。ですから今委員がおっしゃったように、本当に本を静かに読むだけではなくて、もう少し主体的・対話的な指導方法と、それから子どもの自発的な学習、それらができるような機能を付けたものを考えていきたいというところでございます。

委員長：ありがとうございます。お願いいたします。

委員：41 ページの取組内容②の生活指導や不登校への対応のところ、2行目に不登校が疑われるという表現があるのですが、不登校傾向があるとか、そのような表現の方が受け入れられやすいかなと感じました。それからもう1点、この①が特別支援教育の推進になっているのですけれども、この幼児期からというところについては、先程基本方針2のところ、指摘がありました、施策（1）の家庭の教育力向上の支援、ここに3つ目があると良いというお話があったのですけれども、個別の支援が必要なお子さんへの対応ということが、ここに入ることができるのではないかと感じました。

学校教育支援担当課長：まず41 ページの取組内容②の表現についてですが、「不登校が疑われる」という表現につきましては、今ご意見いただきましたように、「不登校の傾向がある」というような表現で再検討させていただきたいと思います。次に、特別支援教育の中で幼児期からの、というところなのですが、特別支援教育の推進につきましては、個別の支援が必要な子どもへの対応の一つとして、基本方針3の（2）一人ひとりを大切にする教育の推進の中で整理させていただきたいと思っております。家庭教育への支援や家庭との連携については、基本方針の場所は違ってきますけれども、理念としてはここにもかかってくると認識をしておりますので、表現の中で検討できればと思っております。

委員長：ありがとうございます。お願いいたします。

委員：先程のご意見にちょっと補足というか、私も提案なのですが、41 ページのその「英検の受験料助成」というところなのですが、今実際に事業として行うのは難しいかも知れないのですが、そういう TOEFL ですとか TOEIC とかそういった他の語学検定もありますので、英検等語学検定の受験料助成という風にしていただけると良いかなと思います。これは提案です。よろしくをお願いします。

指導室長：現状を確認して、検討させていただきたいと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員：先程から出ている41 ページの施策（2）の取組内容②なのですが、私が何回も申し上げているスクールソーシャルワーカーがもっと充実するということ、ここに改めて「スクールソーシャルワーカーの充実」と挙げて下さったのは大変嬉しいと思います。ありがとうございます。そしてその中で、スクールソーシャルワーカーや警察OBとかそういったもので構成される学校問題解決支援チームの強化ということで、こういったチームが学校に入って対応して下さるといのは大変有意義なことだと思います。そういった時に、四角の中の主な事業等というところで、不登校対策プロジェクトとか、スクールソーシャルワーカーの充実というのがある中で、こっちの方の事業に、学校問題解決支援チームというのはいらないのでしょうか。それとも事業とは別にこうしたチームを

構成するということなののでしょうか。ちょっと表記の問題があるのですけれども、その辺を教えてください。

学校教育支援担当課長：今ご指摘のありました「学校問題解決支援チーム」でございますが、主な事業等に挙げているものとは別の取組みになっております。これにつきましては強化を図っていきたいと考えておりますが、主な事業として頭出しするかどうかにつきましては検討させていただきます。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：42ページの取組内容の②ICT環境の推進というところなのですが、施策が「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」ということですので、希望なのですが、例えば生徒会や児童会、子どもの委員会等に ICT 機器をコミュニケーションツールとして使うことを入れたり、そういったことって可能なのでしょうか。もしそういうところでも存分に使っていただければ子どもたちに意欲が出るような気がするのですが。いかがなののでしょうか。

指導室長：タブレットとか大型の電子装置なども生徒が使うことは可能です。ですから生徒会が使うことも可能になります。

委員：例えば校長先生なり、先生たちがそれを承知でいれば、特に文言とかではなく、よろしいかなと思うので。短期間で古くなってしまいうので、どんどん使っていたらありがたいと思います。

委員長：ありがとうございます。今の意見を含めて、また少し考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

委員：同じく ICT 環境の推進のところの、一番最後の行なのですが、教員研修を実施するとともに、相談体制をつくっていきますっていうのは、何の相談のことですか。

指導室長：ICTの使い方がなかなか上手いいかない、分からないという教員の方もいらっしゃいますので、そういう要望に応じて使い方を説明したりとか、相談を受けると、そういうことです。

委員：ヘルプデスクみたいな。

指導室長：そういうことです。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは次の方針の方に移りたいと思いますが、またご意見等ありましたら加えていただければと思います。それでは次に基本方針4でございます。「生涯にわたる豊かな学びを支援します」、43ページからになります。これにつきましていかがでしょうか。それではここについてはご意見がないようでございます。お願いいたします。

副委員長：PTAの皆さんと学校と地域の方も協力されて、子どもを犯罪から守るまちづくりという取組みを、もう20年近くされておられるかと思ひまして、先日の新聞に強くご指導して下さった中村攻先生の記事があったんですけれど、非常に評価さ

れる取組みだと思うんですが、それは子どもの育ちということに関わりますし、地域の力の成果でもあるかと思うんですけれど、どこかに載ってるかなと思って今ひっくり返していたところなのですが。はまるころがあればと思ったので、確認させてください。

生涯学習課長：今ご意見いただきました「子どもを犯罪から守るまちづくり」の取組み、区の事業といたしましては施策（２）の③の中で、それから①にもあるのですが、いろいろなところで出てくるのですが区民大学の講座として行っているものでございます。確かに中村先生の記事は私も読ませていただいて、高い評価をいただいているところで、実際来月にも第１回の講演会があるのですが、そういったところに入っていますが、その一つひとつの事業として出して、他の講座もございますので、少し入れることが難しいのかなとは思っておりますが、お時間いただければ検討してまいりたいと思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：生涯学習の豊かな学びを支援するのところで、図書館についての点が施策（１）と施策（３）のところで出てまいります。今、社会教育委員の中で図書館の在り方について定義を求めている最中でございます。先程大学生などが望む図書館の形というのが変わってきているという話もあり、確かに複合型施設と、店舗なども一緒になっているようなカフェみたいなものも併設されているような図書館というのも、他区等にもあるので、そういう方が若い方たちが必要としている図書館になりつつあるなというのは感じます。その中でも葛飾区の中でやはり古くなっている図書館もあるのですが、葛飾区の図書館の良さを活かして、やはり計画的にきちんとした整備さえしていただければ、葛飾区の図書館には魅力がたくさんありますので、その部分で施策（３）の利便性の高い図書館の整備というものに、計画的な図書館の整備というのも入れていただけたらいいのかな、と感じます。また提言の方がまとまったら、ご報告できると思います。

中央図書館長：貴重なご意見ありがとうございます。図書館の整備につきましては、区の施設の整備計画がございまして、こちらに則って施設の整備をしているところでございますが、内容的にはこちらの利便性の高い図書館の整備というところに盛り込められたら、ということで検討させていただければと思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：基本方針４のところで、葛飾区のスポーツ振興施策には出されていると思いますが、やはり学校体育施設あるいは学校運動施設の開放、それをどのように連携させていくかというような文言が、一つもないがいかがなものなのでしょうか。

委員長：はい、これは。よろしいでしょうか。お願いいたします。

教育総務課長：ありがとうございます。現在学校施設の開放ということで開放事業を行っているところでございます。団体登録、それからまたそれ以外の個人の利用とい

うところもでやっているところなのですけども、なかなか施策の中で入れていくとなりますと、スポーツ施策等もありますし、それからまた遊び場開放ということで、子どもたちの遊びということでの開放もやっているところでございます。45 ページの施策（3）のところですね。学びを促進する環境の整備というところで、地域の公共施設、学校等をということで、区民の生涯学習や活動の拠点として、というところで、盛り込んでいるところではございますけども、施設開放の位置付けをどうしていくのかということにつきましては、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

委員長：よろしいですか。ありがとうございます。それでは今、基本方針4をやっておりますが、基本方針1から4まで全部含めて何かご意見等ありましたらお伺いしたいと思います。はい、お願いいたします。

委員：基本方針の1から4の中に、オリパラ教育で1の資質向上の中に障害者の理解という部分が入っています。基本方針の1から4の中で、どこに葛飾区の中ではその位置付けをしてるのか、ちょっと読ませていただくと基本方針1の施策（2）の「子どものよさを活かす教育の推進」というところが、あてはまっているような気はします。

委員長：ありがとうございます。これはちょっと時間おいてもよろしいですか。ではちょっと時間置かせていただきます。他に基本方針全体を通していかがでしょうか。今日は新しい委員さんが3人来られていますので、折角ですのでご要望等いただければと思いますが。

委員：私の中でお伝えしたいと思ったのは、先程他の委員からの意見にもあったのですが、公立の幼小中に向けて、というところを、幼稚園の方も私立幼稚園も含めての特別支援教育の連携というところを、多く記載していただけたらと思いましたが。というのも公立の幼稚園に通っているのですが、やはりちょっと障害があるお子さんがいて、私立幼稚園の方には入れなかったというお子さんがいたりしたので、そういうところでもう少し、公立と私立幼稚園とで協働して支援教育の方を進めていけたらいいのかな、と感じました。

委員長：ありがとうございます。

委員：私が一番思うところは、施策（2）と施策（3）の生活指導や不登校への対応、ここと関連している。不登校の人は多分学校に魅力がないと思っているわけですよ。学校側はちゃんと用意して下さっているのに、家庭に魅力があるから、魅力のない学校に行きたくないという感じになっていると思いますので。不登校の人に対応する教師が少ないので、現場で見ていると教師がその不登校に対応したり、生活指導の時間が多すぎて、本来使わなくちゃいけない教育の、勉強を教えるという時間が削られている現状もあります。だから、そのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの充実というものを、さらに人員を動員して、

教員の本来勉強を教えなければいけない立場である人間の負担を軽減していただくような方向にさせていただけたらな、と深く思いました。

委員長：ありがとうございました。いかがですか。

委員：23ページにあります「葛飾の教育における課題」というところで、基本方針1の「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」というところで、「中学校における保護者・地域との連携が課題になっている」ということなのですけれども、本当に私の学校の方では校長先生自ら、中学校と保護者の連携に取り組んでいます。例えば運動会の時に、水の給水、テント張りなどを保護者が協力してくれたり、密ではないが少しずつ歩み寄っていると感じております。そのように、運動会に限らずいろいろ催事で保護者が来られる時に年間に数回ではあると思うんですけど、少しでも関わりの持てるようなイベントというか、そういったものを作っていただければいいのではないかなと感じました。

委員長：ありがとうございました。私たちはずっと過去5回にわたっていろいろと議論しているところでございますが、今日は新しい委員さんの視点でもってご意見をいただいたところでございますので、ぜひ事務局も含めまして感じていただければと思います。それでは先程ご指摘のあった点について、事務局の方お願いいたします。

指導室長：オリンピック・パラリンピック教育についてでございますけれども、この教育は東京都の公立学校全部で行っているものでございます。運動能力を高めるといふようなことの他に、オリンピック選手を学んだりとか、多様性や他国から来た方々の文化を学ぶとか、そういうことに加えて、障害者理解。こちらはパラリンピックも含めまして、そういうものも位置付けられておりますので、そのオリンピック・パラリンピック教育自体の中に全て含まれているということになります。年間35時間ぐらいやりましょうということなのですが、それが例えば道徳の授業の中に人権教育、その中に障害者理解、というような時間が位置付けられる、というようなイメージかと思えます。それから枠は違っておりますけれども、施策(2)①の「人権感覚・社会性や道徳性の育成」のところでございますけれども、この人権教育というのがございまして、その中には子どもや女性ですとか、障害者、というような内容が位置付けられておりますので、そこの中でも教えることになっております。表現上、ここの中に含まれるということになっております。

委員長：ありがとうございました。いかがでしょうか。

委員：一応今の私が考えていた文言のところであつたのかなと思えます。ただ、パラリンピックがあるから障害者の教育をするということではなくて、障害者の方について、健常者がどのように思うのかということです。僕は街の中で、例えば車いすでタクシーに乗ろうとすると、タクシーが乗車拒否する、要は障害者の方は

タクシーに乗っちゃいけませんよというような、極論ですけどもそういう風になる可能性はあります。ですから、子どもの時から障害者を理解し、共存して、生活をしていくような教育が必要であると考えています。別にスポーツの大会があるから教育をするのじゃなくて。実際には生きていくために、障害者どうやって付き合っていくかということが重要だと思っていますので。確かにこれは人権教育の中に入るのでしょうけども。やはりその辺をもう少し詳しく、記載をするか何かした方がいいのかなと思いましたが。ちょっと私これ見ただけでは分からなかったのです。ご質問させていただきました。以上です。

委員長：ありがとうございます。ただいまの委員さんの指摘を踏まえましてですね、もう一度見直しをしていただければ、検討していただければと思っております。それでは時間も迫って来ておりますので、次の方に移りたいと思います。次に最後の章になりますが、第5章は47ページからでございます。「計画の推進に向けて」でございますが、これについてはいかがでしょうか。はい、それではここではご意見ないようでございますので、今日の会全体につきましてですね、1章から5章までの何かご意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。もう今日骨子案の段階ですので、是非言っていただければ、このあと事務局の方でもまたいろいろと検討していただけるかと思っております。

委員：今回で2回目なのですが、今回の基本計画を見まして、災害という言葉は出ているのですが、防災とかそういった言葉というのは一切ここに載っていません。東日本のこともありますが、そういう防災という視点が教育の中でも必要になってくるかと思っております。また中学生なんかはこれから助けられる立場ではなくて、助ける立場になるということで、町会では防災訓練を中学生も一緒に、という風になりつつあります。そういう意味で、この計画の中にそういうことも取り入れていただけたらいいかな、と思っております。以上です。

委員長：ありがとうございます。これはちょっとした新たな視点かと思っておりますが、事務局の何方かこれについてご意見ございますでしょうか。

指導室長：15ページのところに。施策にしますと39ページになりますけれども、その②に「安全教育の充実」というのがありまして、安全教育は子どもたちがいろいろな災害等についてその危険を避けるというようなことの他に、そのような場面に出くわしたとき、共助というような、要するに中学生ぐらいですと、他の人たちを助けるというようなことも、安全教育の中に含まれておりまして、その表記については、この中にはまだ出てきていない状況でありますので、その辺りも検討させていただきたいと思っております。

委員長：よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

委員：時間がないところすみません。先程教育大綱のお話があったときに、区長さんとお話し合いで4つ目の柱ということで生涯教育が入れられたということで、私

も大変嬉しく思っております。本当に区長さんがいつもおっしゃっているように、これから人生 100 年の時代が来るのだから、非常に生涯学習が大切になってくるよということは良くおっしゃっていることなので、ぜひ教育大綱の 4 本目の柱を大きく取り上げていただきたいという希望です。実際にシニア世代が地域を支えていく時代が来るということで、基本計画 4 の施策（2）でもいろいろと出ているのですが、葛飾区民大学をどうしてシニア世代を育てていくということで、スポーツ推進とか図書館のボランティアとかあるのですけれども、もっと他にもシニアを育てようという試みがたくさん為されていると思うので、その辺ももう少し、シルバー人材センターなんかでいろいろな講習をやっていらっしゃるので、そういった面もどんどんアピールして行くのがいいのではないかなという印象を持ちました。よろしく願いいたします。

委員長：これは励ましの言葉と受け止めさせていただきます。ありがとうございました。それでは時間も迫ってまいりましたので、最後に副委員長お願いいたします。

副委員長：最後に意見しようと思っていたのでありがとうございます。ちょうど全体を通して、と委員長からご指摘があったあとに言及があったことについて同じようなことを考えておりました。それがちょうど章の一番最後にあった「情報収集と発信」というところにも、非常に繋がるのではないかな、と思っています。今日は 6 回目ということですが、こうして大勢で集まって勉強してきたわけですが、施策の全体像が見えてきたと同時に、こうしたことの効果を生むものが、今施策や事業名として挙げられているものだけじゃなくて、日常的に当たり前にあるんだけど、あんまり名指されなくて見つからないもの。だけどこれは効果があったよ、というようなことが、もっと発信されていくといいなと思いましたが、そういう情報が集まってくる依り代として、この計画というものが進んでいますということが、いつも伝えられていく。なんかそんな仕組みになっていくと非常にこのグッドプラクティスっていうようなものが、集まって行くことにもなるんじゃないかなと思いましたが。グッドプラクティスとなると、どうしても個人の評価ということになりがちですが、それをもっともっと地に足のついた形で、それが進んで行くとともにいいんじゃないかなと思いましたが。5 章のところにも重ねて。発言としたいと思えます。

委員長：最後にきちときれいにまとめていただいてありがとうございました。それでは皆さんご協力ありがとうございました。本日予定しておりました案件は全て終わりました。それ以外では何かあると思いますが、これで終わらせていただきたいと思っております。事務局から最後になりますが、連絡事項等ございますでしょうか。

教育総務課長：次回の策定検討委員会でございます。本日机前にお配りさせていただきます、第 7 回の開催通知でございます通り、7 月 6 日（金）午後 2 時半から

男女平等推進センター、ウィメンズパルの方ですね。そちらの1階の多目的ホールで開催を予定してございます。会場が本日と異なりますので、ご注意ください。男女平等推進センター1階の多目的ホールでございます。私からは以上でございます。

委員長：ありがとうございました。これをもちまして第6回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会を終了させていただきます。本日はご協力ありがとうございました。

以上